

公益財団法人日本環境協会
ボランティア活動証明書発行に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という）が運営する事業に係るボランティア活動を行った者に対する証明書発行について、必要な事項を定めるものです。

(目的)

第2条 ボランティア活動を通じ、地域と関わり、地域を学び、地域に貢献する人材育成を促進するため、社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、個人が行う社会貢献活動を支援することを目的とします。

(証明できる活動)

第3条 報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自身の労力を他人や社会のために提供する活動として次のボランティア活動を行った者に対し、証明書を発行します（宗教活動、政治的活動、特定の公職の候補者や政党を推薦し、支持する活動及び公益を害する恐れがある活動を除きます。）。

・公益財団法人日本環境協会が直接実施または共催・後援等で支援する事業

尚、報酬等は支給されないが、実費（交通費、食料費など）程度が支給される活動もボランティア活動として証明書の発行対象とします。

2 実働1回あたり2時間以上で、かつ、通算6時間以上のボランティア活動を行った場合に証明書を発行するものとします。ただし、活動内容を勘案し、各活動により判断するものとします。

(証明書の発行)

第4条 ボランティア活動証明書の発行を受けようとする者は、その活動後、1年以内に「ボランティア活動証明書 発行申請書(様式1)」に必要事項を記入し、返信用封筒及び発行手数料(200円分切手／通)を同封の上、協会に郵送するものとします。(PDFでの提供を希望する場合は、返信用封筒を不要とします。)。ただし、協会が直接実施するイベントについては、「ボランティア活動証明書 発行申請書(様式1)」の提出および発行手数料を不要とします。

2 協会は、本要項に基づき申請があった際には、その内容を確認し、適当と認める場合には、申請者に対して「ボランティア活動証明書(様式2)」を発行します。

(証明の取り消し)

第5条 申請者が虚偽の記載を行った場合または虚偽の記載が明らかな場合は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとします。

附則

2016年7月1日 制定施行

2025年3月3日 改訂